





石岡市景観計画  
石岡らしい景観まちづくりに取り組むために

目 次

第1章	概要 .....	3
第1節	目的と位置づけ .....	5
第2章	景観形成基本方針 .....	7
第3章	市内全域の届出対象行為と景観形成基準 .....	13
第1節	景観計画区域 .....	15
第2節	届出対象行為 .....	16
第3節	景観形成基準 .....	17
第4章	先導的な景観形成地区 .....	23
第1節	先導的な景観形成地区の設定 .....	25
第2節	先導的な景観形成地区における届出対象行為 .....	27
第3節	先導的な景観形成地区における景観形成基準 .....	29
第5章	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針等 .....	35
第1節	景観重要建造物の指定の方針 .....	37
第2節	景観重要樹木の指定の方針 .....	37
第3節	屋外広告物の表示の制限等 .....	37
資 料 .....		39
石岡市景観条例 .....		41



---

## 第 1 章 概要



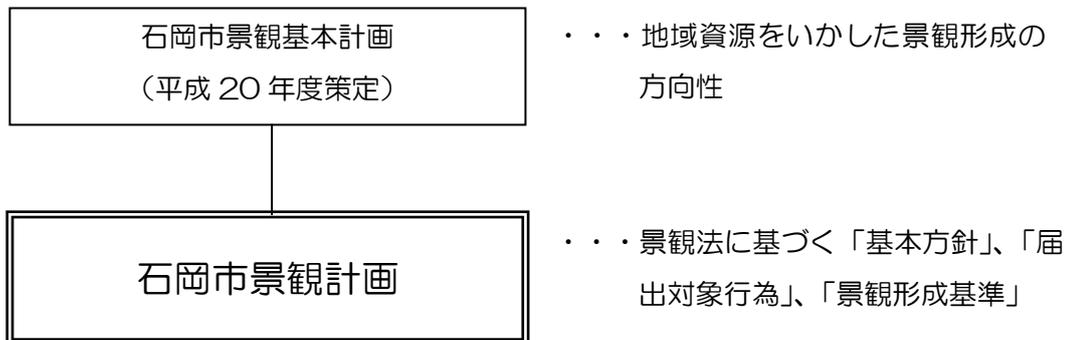
## 第 1 節 目的と位置づけ

石岡市は、筑波山、霞ヶ浦に望み、古代常陸国の国府のあった時代から受け継がれてきた歴史あるまちです。そのため、市内には多数の特色ある景観が形成されています。石岡市では、平成 20 年度に良好な地域資源をいかした都市景観の向上を図るため、景観形成の方向性を整理し、「石岡市景観基本計画」をまとめました。

平成 21 年度からは、特色ある石岡市の景観の維持と質の向上を目指すために必要とされる基準を検討し、その内容を「石岡市景観計画」にまとめました。本計画の策定によって、地域の良さを大切にした景観誘導を図るとともに、市民、事業者、行政がともに協働で景観まちづくりを進めようとするものです。

「石岡市景観計画」は、「石岡市景観基本計画」に確認された地域の特性と資源に基づき、良好な景観形成のための「基本方針」を定めます。この方針に基づき、景観に与える影響が大きい建築、開発等の行為を「届出対象行為」として定め、その内容が、石岡らしい景観を創出するよう位置や形態意匠、色彩等の「景観形成基準」を定めます。この景観形成基準を地域の特性に配慮して定めることで、地域になじまない建築物や工作物等については指導を行い、景観環境を保全し誘導することができるようになります。

こうした指導・誘導は、景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）に則り、同法に定められた景観行政団体としての石岡市が定める景観計画に沿って行うものです。



郡より西南に近く河間有り。信筑の川と謂う。  
源は筑波の山より出で、西より東に流れ、  
郡の中を経歴て、高浜の海に入る。

常陸風土記 茨城郡



---

## 第 2 章 景觀形成基本方針



奈良時代に常陸国の国府が置かれた石岡市は、常陸国衙、常陸国分寺、常陸国分尼寺が建てられ、政治と文化の中心地として発展してきました。中世には佐竹氏による街割りの基盤整備が行われ、近世には常陸府中藩の陣屋が置かれるとともに水戸街道の宿場町として発展する等、歴史的に整備された都市基盤が重なり、現在の石岡市のかたちをかたどってきました。石岡市の都市構造には、先人たちが見いだした美しい景観の遺伝子が受け継がれています。

石岡市では、このように歴史的に受け継がれる「景観論理」を将来へと引き渡し、良い景観の構造や素材を守り・いかし、新たな価値を加えて整備することにより、石岡市ならではの「景観構造」と「景観価値」の創造を目指します。

### ①景観資源をつなぐ骨格をいかした景観づくり

筑波山に代表される山並みの景観には、恋瀬川等の豊かな水系を中心として、山並みを見上げる良好な眺望点が多く点在しています。こうした地点をつなぐ、緑と水を中心とする自然景観の軸線を意識した景観づくりを行います。

### ②自然、歴史・文化それぞれの資源を活用した地域の景観づくり

中心市街地の近代建築物等に代表される歴史ある景観のほか、八郷地区の自然・農業景観、霞ヶ浦の水の豊かな景観において、それぞれの資源をいかしながら、地域ならではの景観づくりを図ります。

### ③協働による景観づくりへの取り組みの推進

良好な景観の形成に努めることは、市民、事業者、行政の義務・責任です。個性ある、親しみの持てる景観構築のため、市民自らが景観を意識し、事業者も協調して景観の向上に取り組むことが大切です。また行政は、情報提供や人材交流の促進、助成等の支援を行うことにより、協働による景観形成の仕組みづくりを推進します。



景観形成基本方針図

市内各地域の特色ある景観

(市街地)



1.石岡中心市街地ゾーン



2.石岡東市街地ゾーン



3.柏原市街地ゾーン



4.柿岡市街地ゾーン

(田園地域)



5.恋瀬川下流・霞ヶ浦ゾーン



6.竜神山周辺ゾーン



7.園部川下流ゾーン



8.園部川上流ゾーン



9.恋瀬川上流ゾーン



10.恋瀬川中流ゾーン



11.筑波山麓ゾーン



12.小桜川上流ゾーン

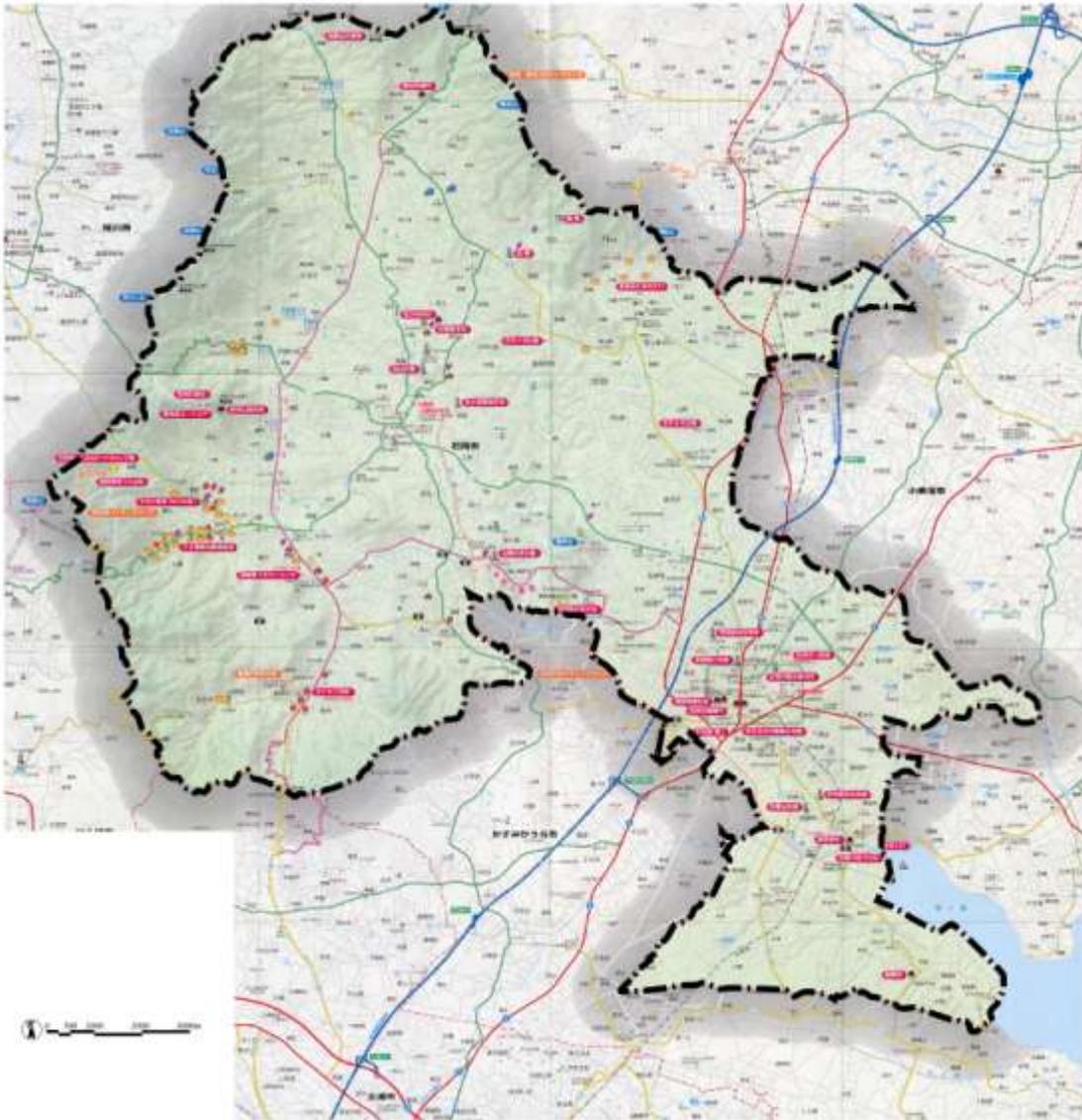
---

## 第3章 市内全域の届出対象行為と景観形成基準



## 第1節 景観計画区域

景観計画区域は、石岡市内全域とします。



## 第2節 届出対象行為

景観形成基本方針に定める石岡市の良好な景観を目指すうえで影響が考えられる建築物の建築、工作物の建設等、以下の表に定める行為をする場合には、市へ届出を行います。

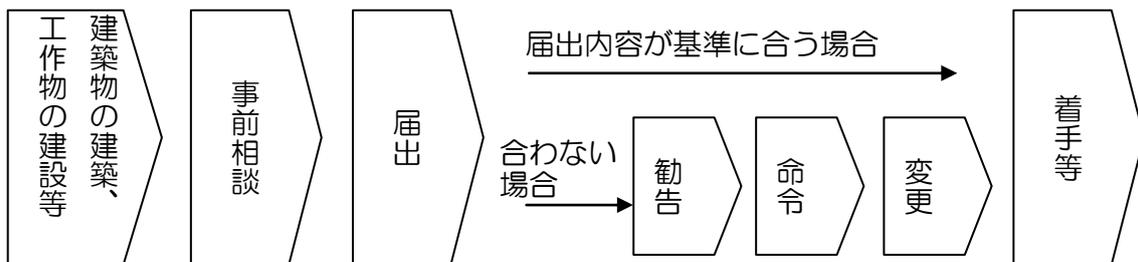
届出の内容が景観形成基準に適合している場合は、そのまま着手等となります。

届出の内容が景観形成基準に適合していない箇所があった場合は、30日以内に市から勧告があります。それで是正がされないような場合には、設計の変更等の必要な措置をとることが命じられることとなります。

事前相談を利用することにより、円滑にこれらの行為を着手等へ進めることができます。

なお、届出を怠った場合には、景観法に基づく罰則があるので注意が必要です。

景観計画策定後の景観づくりの仕組みイメージ



届出対象行為（先導的な景観形成地区は別内容）

行為	届出対象
建築物の建築等	高さが10m又は延床面積が1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を対象とする。
工作物の建設等	高さが10m(擁壁にあっては2m)を超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を対象とする。
開発行為	開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)を対象とする。
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件(家畜用飼料を除く)の堆積で、当該堆積に係る面積が1,000㎡以上のものを対象とする。

### 第3節 景観形成基準

#### (1) 建築物の景観形成基準（先導的な景観形成地区は別内容）

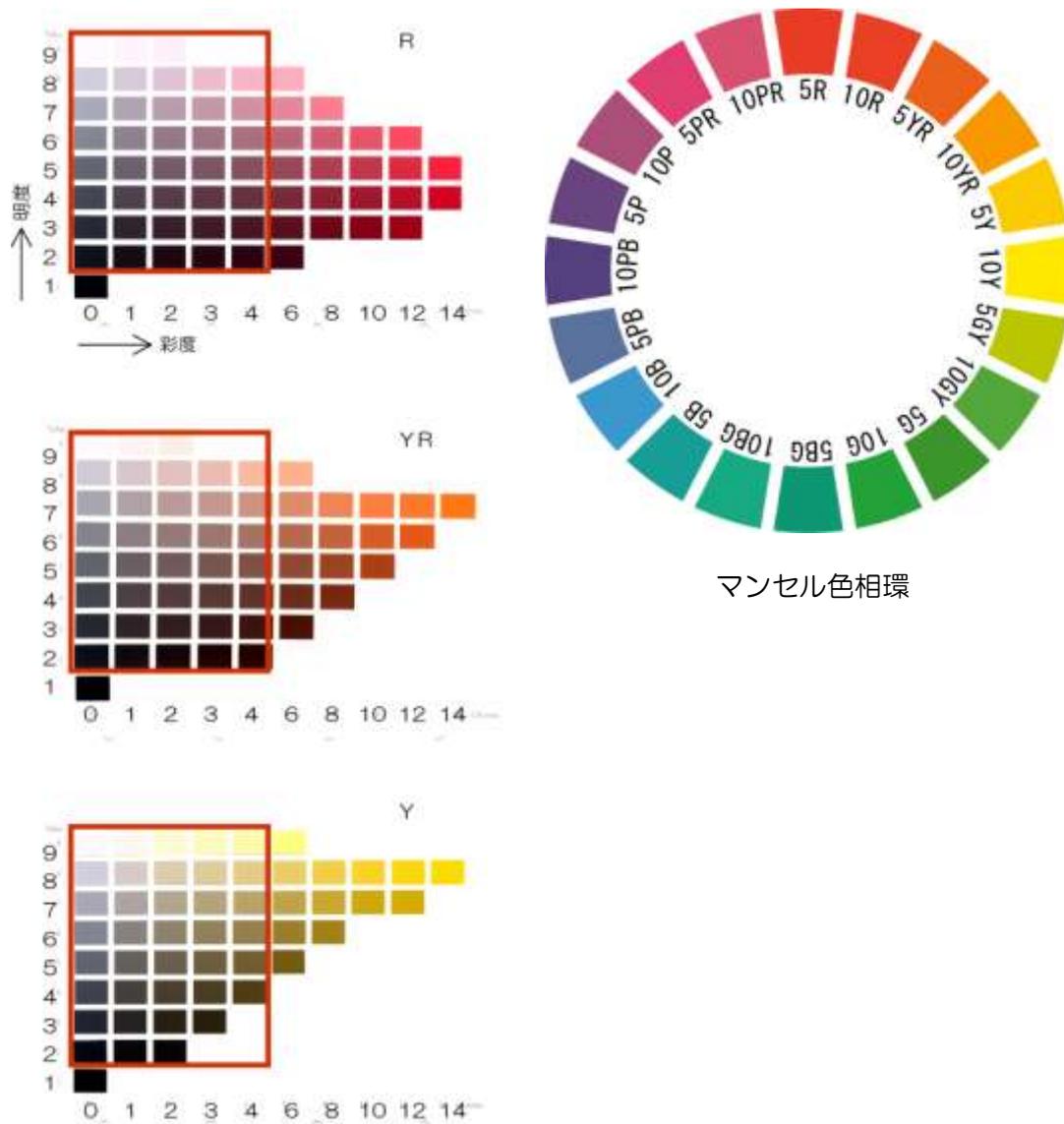
区分	制限内容
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・ 特に、周辺の家並みの連続性に配慮する。（街なかでは壁面線を揃えるよう配慮する、集落では敷地内の建築物の位置を周辺と揃える等）</li> <li>・ 建築物の位置は、道路、公園等公共的な空間に接する場合、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。（隣接部分の高さを抑える、オープンスペースを設ける等）</li> <li>・ 山稜の近傍では、その稜線を乱さないよう配慮する。</li> <li>・ 水辺の近接では、その公共性を確保しつつ、水辺の景観との調和や親水性に配慮する。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の形態意匠は、当該地区の景観の特性を確認し、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、建築物全体として統一感のあるものとするよう配慮する。</li> <li>・ 屋根・屋上は、建築物本体との調和に配慮する。また、屋外階段、バルコニー等を設ける場合も、同様に配慮する。</li> <li>・ 壁面や屋上の設備は、露出しないよう設置し、やむを得ず露出する場合は、建築物との調和や周囲の緑化に配慮する。</li> <li>・ 当該建築物が、道路、公園等公共的な空間に接する場合は、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。（開口部を設ける、分節化する等）</li> <li>・ 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観を損なうことのないよう配慮する。</li> <li>・ 商業・業務地区では、歩行者への開放感と賑わいを創出するよう配慮する。</li> </ul>

区分	制限内容
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、「別表 1. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> <li>・ただし、基準を超えない色彩でも、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・アクセントカラー（誘目性の高い色彩）は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> <li>・歴史的価値又は文化的価値の高い建築物や、地域の良好な景観形成に貢献すると判断される建築物については、この基準は適用されないものとする。</li> <li>・表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色については、この基準は適用されないものとする。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の材料は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・耐久性に優れ、時間とともに周辺景観に溶け込む素材の活用に配慮する。</li> </ul>
その他（外構・植栽等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化するよう配慮する。その際、形状や樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、その活用に配慮する。また、地域で親しまれている樹木を選択する等、周辺の植生との調和に配慮する。</li> <li>・工業地区では、外周部の植栽等で、できる限りの緑化に配慮する。</li> <li>・店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の場合は、当該地域の良好な景観の創出に努め、道路等の公共的な空間から視認可能な範囲に植栽を行うよう配慮する。（商業地域、近隣商業地域を除く）</li> <li>・駐車場、駐輪場は、道路等の公共的な空間から見えにくい構造や位置となるよう配慮し、やむを得ず道路等の公共的な空間に接する場合は、植栽等により修景措置を講じる。</li> <li>・ごみ集積所、自動販売機、その他設置物等を設置する際には、建築物全体や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・塀、柵、門等を設置する場合は、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、道路等の公共的な空間に威圧感を与えることのないよう配慮する。また、できる限りの緑化に配慮する。</li> <li>・広告物、サイン等は、建物本体の形態意匠や色彩、周辺景観と調和する配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>・照明設備の設置にあたっては、落ち着いたある適度な明るさとなるよう配慮するとともに、回転灯、ネオン管、サーチライト等の光による過剰な演出をしないものとする。</li> </ul>

別表1. 建築物・工作物の色彩に関する基準

色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
明度	2以上									
彩度	4以下				2以下					

(日本工業規格Z8721 に定めるマンセル表色系による)



上記の色彩は、印刷上のイメージに過ぎません。建築物・工作物の色彩を検討するには、マンセル色見本をご利用ください。

(2) 工作物の景観形成基準（先導的な景観形成地区は別内容）

区分	制限内容
位置及び規模、形態意匠、素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、本市の主要な眺望点からの眺望や、主要な観光資源を阻害することがないよう配慮する。</li> <li>・ 当該工作物が、道路、公園等公共的な空間に接する場合は、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えることのないように、その位置及び規模、形態意匠、素材に配慮する。</li> <li>・ 工作物の形態意匠は、当該地区の景観の特性を確認し、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。また、工作物全体として統一感のあるものとするよう配慮するとともに、建築物と一体で建設する場合には、建築物本体との形態意匠の統一感に配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物のベースカラーは、「別表1. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> <li>・ ただし、基準を超えない色彩でも、周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・ アクセントカラー（誘目性の高い色彩）は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> <li>・ 歴史的価値又は文化的価値の高い工作物や、地域の良好な景観形成に貢献すると判断される工作物については、この基準は適用されないものとする。</li> <li>・ 表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色は、この基準は適用されないものとする。</li> </ul>

(3) 開発行為の景観形成基準（先導的な景観形成地区は別内容）

区分	制限内容
方法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・長大なのり面や擁壁が生じないように、できる限り現況の地形をいかす。</li><li>・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、緑化等による修景措置を講じる。</li><li>・擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努め、周辺景観との調和に配慮する。</li></ul>

(4) 廃棄物等の堆積の景観形成基準（先導的な景観形成地区は別内容）

区分	制限内容
方法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は、周辺の景観を乱さぬよう配慮し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とするよう配慮する。</li><li>・周囲から目立たぬよう、植栽等により修景措置を講じる。</li></ul>



---

## 第4章 先導的な景観形成地区

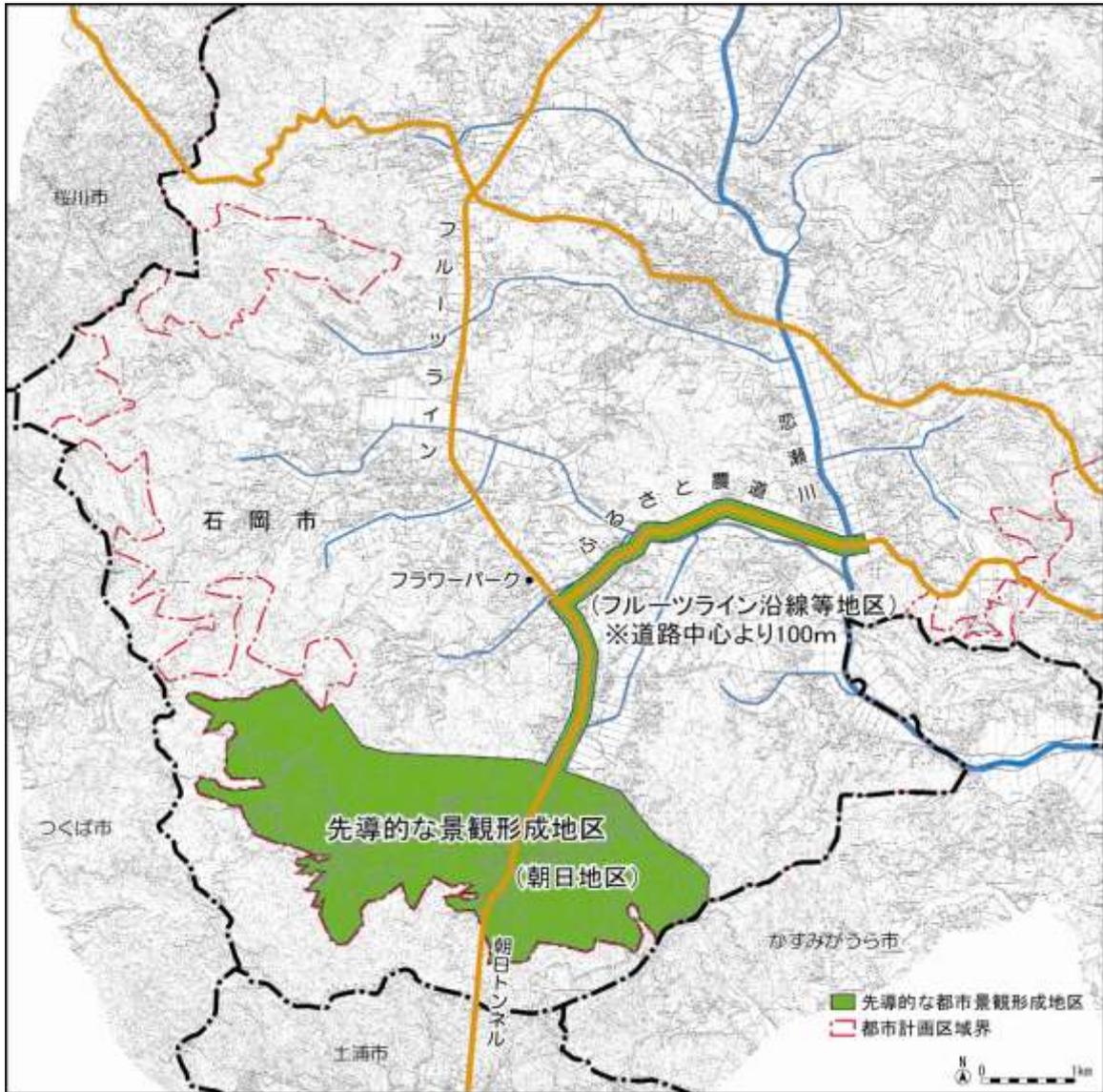


## 第1節 先導的な景観形成地区の設定

石岡市内でも特に良好な景観資源がある地区を、先導的な景観形成地区に定め、各地区の景観特性を踏まえた良好な景観づくりを行います。当初の対象地区は、市民アンケート等の結果から「石岡市景観基本計画」に示された案に基づき、先行して「朝日地区」、「フルーツライン沿線等地区」を定め、順次、他の地区についても追加していくものとします。

対象地区		方針	景観特性と目標
朝日地区 (菖蒲沢地区周辺の里山の景観)	朝日地区(辻、柴内、菖蒲沢、仏生寺、小野越、中山地区の都市計画区域内のうち、下記フルーツライン沿線地区を除いた区域)	豊かな自然と農村集落ならではの景観資源の維持向上を図ります。	緑豊かな地域の文化を反映した里山景観が保全されており、歴史的資源の保存と活用による活気ある集落景観を目指します。
フルーツライン沿線等地区 (朝日トンネル方面から訪れる際のまちの顔となる地域)	フルーツライン沿線の道路中心から両側100mの範囲(ふるさと農道交差点から朝日トンネルまでの区間) ふるさと農道沿線の道路中心から両側100mの範囲(ふるさと橋手前交差点からフルーツライン交差点までの区間)	良好な田園景観の形成と眺望を意識した農村集落の景観形成を図ります。 田園景観を基調とした地域の景観特性をふまえた景観形成を図ります。	周辺地域の良好な里山景観へと続く田園と樹林地による緑を保全することで、里山景観の保全を目指します。

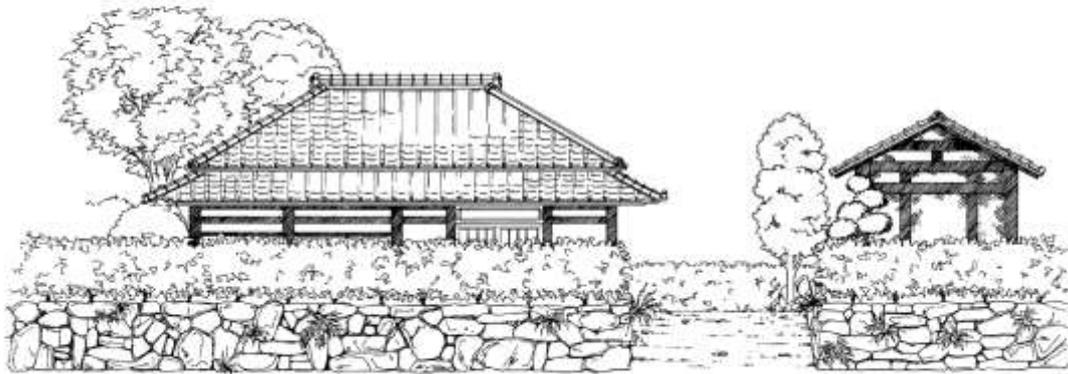
先導的な景観形成地区の区域



## 第2節 先導的な景観形成地区における届出対象行為

先導的な景観形成地区にふさわしい景観資源がある朝日地区及びフルーツライン沿線等地区では、以下の表のような行為に当てはまる場合には、当該行為に着手する30日前までに市へ届出を行います。

表の行為は上記地区の良好な里山や農村景観に与える影響が大きいことから、個別に設定された景観形成基準に当てはまるようにみんなが協力しあうことで、より景観の価値を高めることができます。

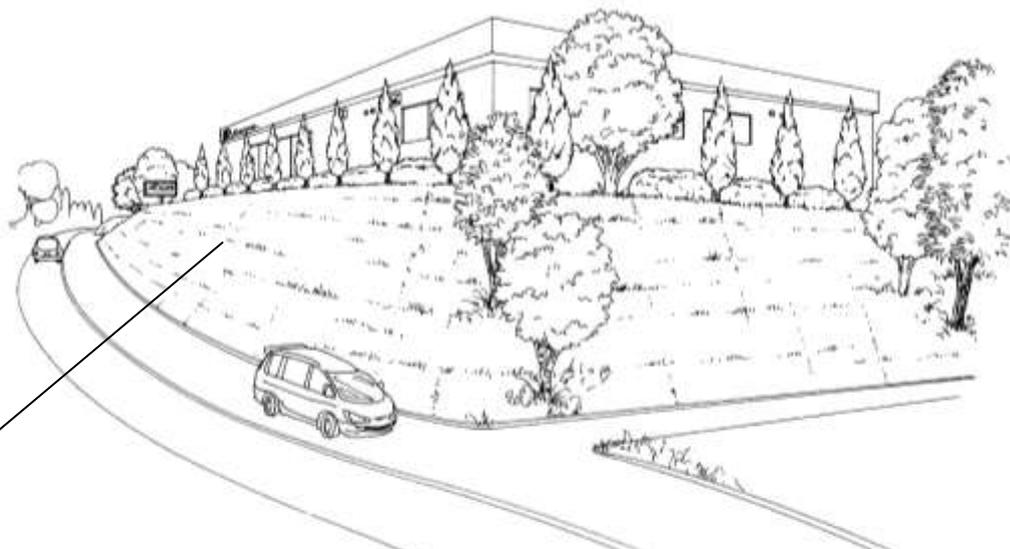


届出対象行為

行為	届出対象
建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え、色彩の変更を対象とする。
工作物の建設等	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え、色彩の変更を対象とする。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の面積が1,000㎡以上もの。</li> <li>・のり面及び擁壁の高さが2mを超え、かつ、のり面及び擁壁の長さの合計が10m以上で、開発区域の面積が300㎡以上もの。</li> </ul>
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く）の堆積で、当該堆積に係る面積が300㎡以上ものを対象とする。</li> </ul>

## 先導的な景観形成地区における景観形成基準のポイント

- ・ 建築物は、周辺の里山景観との調和や連続性に配慮します。
- ・ 歴史的建築物と調和させるため、建築物等の高さは10m以下にします。
- ・ 朝日地区の屋根は瓦、茅葺き、または瓦に似た意匠とします。建築物の公的な空間から視認できる範囲は和風とします。
- ・ 朝日地区の建築物の外壁及び屋根は、自然素材の色または無彩色とします。フルーツライン沿線の外壁と屋根は、「別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」の範囲の色彩とします。



- ・ 長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合、屋外広告物として想定されるような場合、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の自然景観に配慮した色彩とします。
- ・ 公共空間から視認可能な範囲に中・低木の植栽を行うようにします。また、歩行者に圧迫感や威圧感を与えないために、道路側に側壁面が位置しないよう、敷地内の建築物等の配置に配慮します。
- ・ 照明設備の設置にあたっては、落ち着いたある適度な明るさとなるよう配慮し、回転灯、ネオン管、サーチライト等の光による過剰な演出をしないものとします。

### 第3節 先導的な景観形成地区における景観形成基準

#### (1) 建築物の景観形成基準

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン，ふるさと農道沿線
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・ 建築物の位置は、道路、公園等公共的な空間に接する場合、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。（隣接部分の高さを抑える、オープンスペースを設ける等）</li> <li>・ 延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の位置は、歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないために、道路側に側壁面が位置しないよう配慮する。</li> <li>・ 建築物の高さは、歴史的建造物と調和した景観を創出するため、原則 10m以下とする。</li> <li>・ 建築物の位置は、水辺に近接する場合、公共性を確保しつつ、水辺の景観との調和や親水性に配慮する。</li> </ul>	
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の形態意匠は、当該地区の緑豊かな地域の文化を反映した里山景観に配慮し、公共的な空間から視認できる範囲を和風とする。また、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、建築物全体として統一感のあるものとするよう配慮する。</li> <li>・ 屋根は、瓦、茅葺き、または瓦に似た意匠とする。また、事業所、工場等で屋外階段、バルコニー等を設ける場合も、建築物本体との調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の形態意匠は、当該地区の周辺の良好な里山景観へと続く田園と樹林地との調和や連続性に配慮するとともに、建築物全体として統一感のあるものとするよう配慮する。</li> <li>・ 屋根・屋上は、建築物本体との調和に配慮する。また、屋外階段、バルコニー等を設ける場合も、同様に配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観を損なうことのないよう配慮する。</li> <li>・ 壁面や屋上の設備は、露出しないよう設置し、やむを得ず露出する場合は、建築物と調和させ、公共的な空間から視認できる範囲は緑化する。</li> </ul>	

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン, ふるさと農道沿線
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、無彩色とする。やむを得ず無彩色以外とする場合でも、「別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁及び屋根のベースカラーは、「別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づく色彩とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、基準を超えない色彩でも、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合や、屋外広告物を想起するような色彩の場合には、明度や彩度、配色の工夫、緑化等により、周辺の自然景観に配慮する。</li> <li>・アクセントカラー（誘目性の高い色彩）は、周辺の景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> <li>・歴史的価値又は文化的価値の高い建築物や、地域の良好な景観形成に貢献すると判断される建築物については、この基準は適用されないものとする。</li> <li>・表面に着色を施していない木材や土壁、漆喰等の自然素材等の素材色は、この基準は適用されないものとする。</li> </ul>	
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の材料は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・耐久性に優れ、時間とともに周辺景観に溶け込む素材の活用に配慮する。</li> <li>・光沢性のある素材や、反射光の生じる素材を壁面の過半にわたって使用することのないようにする。</li> </ul>	
外構・植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物では、公共的な空間に接する範囲に中・低木を植栽し、周辺環境に配慮する。</li> <li>・駐車場、駐輪場は、道路等の公共的な空間から見えにくい構造や位置とし、公共的な空間に接している範囲は、植栽等により修景措置を講じる。</li> <li>・塀、柵、門等を設置する場合は、周辺の景観との調和や連続性に配慮するとともに、道路等の公共的な空間に威圧感を与えることのないよう配慮する。また、生垣等、できる限りの緑化に配慮する。</li> <li>・敷地内は、周辺の自然との調和に配慮し、高木・中木・低木の適切な配置に努め、できる限り緑化する。その際、既存の樹木がある場合は、その活用に配慮する。また、地域で親しまれている樹木を選択する等、周辺の植生との調和に配慮する。</li> </ul>	

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン, ふるさと農道沿線
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所、自動販売機、その他設置物等を設置する場合には、建築物全体や周辺景観との調和に配慮する。特に、自動販売機は、周辺の歴史的景観や自然景観に配慮し、茶や黒系統等、落ち着いた色彩のものとする。</li> <li>・広告物、サイン等は、建物本体の形態意匠や色彩、周辺景観と調和する配置・形態意匠となるよう工夫する。</li> <li>・照明設備の設置にあたっては、落ち着きのある適度な明るさとなるよう配慮するとともに、回転灯、ネオン管、サーチライト等の光による過剰な演出をしないものとする。</li> </ul>	

(2) 先導的な景観形成地区における工作物の景観形成基準

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン、ふるさと農道沿線
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の位置及び規模は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。</li> <li>・ 工作物の位置は、公園等公共的な空間に接する場合、公共的な空間に威圧感を与えることのないよう、公共的な空間から視認できる範囲を緑化する。</li> <li>・ 工作物の高さは、歴史的建造物と調和した景観を創出するため、原則 10m以下とする。</li> <li>・ 工作物を建築物と一体で建設する場合には、建築物本体と統一感のある形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・ 工作物の位置及び規模は、本市の主要な眺望点からの眺望や、主要な観光資源を阻害することがないよう配慮する。</li> <li>・ 工作物の位置は、水辺に近接する場合、公共性を確保しつつ、水辺の景観との調和や親水性に配慮する。</li> </ul>	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の歴史的建築物や景観との調和に配慮し、「別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準」に基づくものとする。そのうちベースカラーの色相は、Y、YR、R系統のものとする。</li> <li>・ 彩度が高い等、誘目性の高い色彩は、アクセントカラーとして建物及び周辺景観との調和に配慮し、慎重に用いる。</li> </ul>	

(3) 先導的な景観形成地区における開発行為の景観形成基準

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン、ふるさと農道沿線
方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長大なのり面や擁壁が生じないように、できる限り現況の地形をいかす。</li> <li>・ のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、緑化等による修景措置を講じる。</li> <li>・ 擁壁は、自然石の石積み風の形態意匠、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努め、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>	

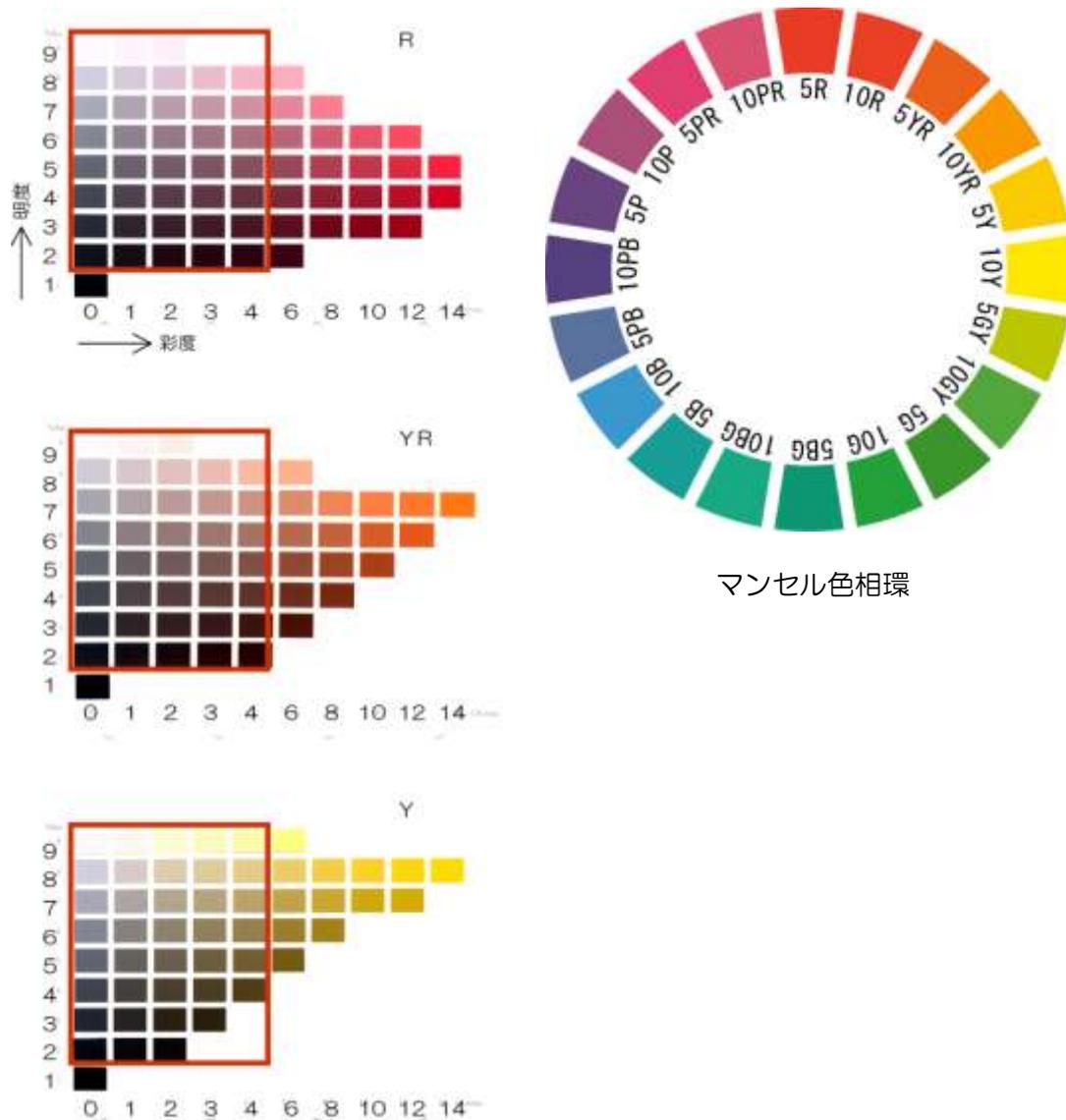
(4) 先導的な景観形成地区における廃棄物等の堆積の景観形成基準

区分	制限内容	
	朝日地区	フルーツライン、ふるさと農道沿線
方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は、周辺環境の景観を乱さぬよう配慮し、可能な限り高さを抑え、積み上げ方等を整然とするよう配慮する。</li> <li>・ 周囲から目立たぬよう、生垣等により遮蔽する。</li> </ul>	

別表2. 建築物・工作物の色彩に関する基準

色相	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
明度	2 以上			—	—	—	—	—	—	—
彩度	4 以下			—						

(日本工業規格Z8721 に定めるマンセル表色系による)



上記の色彩は、印刷上のイメージに過ぎません。建築物・工作物の色彩を検討するには、マンセル色見本をご利用ください。



---

## 第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針等



## **第 1 節 景観重要建造物の指定の方針**

市は、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成するうえで重要な建造物について、景観重要建造物に指定できるものとしします。

## **第 2 節 景観重要樹木の指定の方針**

市は、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成するうえで重要な樹木について、景観重要樹木に指定できるものとしします。

## **第 3 節 屋外広告物の表示の制限等**

屋外広告物の規制については、良好な景観を形成するうえで重要であることから、市は屋外広告物法に基づく条例により適正な規制誘導を図るものとしします。



---

## 資料



## 石岡市景観条例

(平成24年9月12日石岡市条例第19号)

### (目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、景観計画（法第8条に規定する景観計画をいう。以下同じ。）の策定その他の施策を講ずることにより、歴史的に受け継がれる市の特色ある景観の維持及び質の向上を目指し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

### (市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に対する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### (景観計画)

第6条 市は、良好な景観の形成を推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画区域は、市の全域とする。

3 市長は、景観計画区域のうち特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を、先導的な景観形成地区として指定することができる。

4 市長は、前項の先導的な景観形成地区を指定したときは、景観計画に当該地区における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

### (届出を要する行為)

第7条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為は、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積とする。

(届出を要しない行為)

第8条 法第16条第7項第11号に規定する行為は、別表に掲げる行為以外の行為とする。

(特定届出対象行為)

第9条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、別表に掲げる行為(建築物又は工作物を対象とするものに限る。)とする。

(事前相談)

第10条 法第16条第1項に規定する届出をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が法第8条第4項の規定に基づく景観計画に定める行為の制限に適合するか否かについて、市長に相談することができる。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第11条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第12条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

(景観重要建造物等の管理等に対する支援)

第13条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の管理又は良好な景観の保全に関する活動等について、必要な支援をすることができる。

(表彰)

第14条 市長は、良好な景観の形成に著しく貢献していると認められる個人又は団体を表彰することができる。

(景観調査委員会)

第15条 この条例の規定により定められた事項その他市長が必要と認める良好な景観の形成に関する事項を調査審議させるため、石岡市景観調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員は、良好な景観の形成に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のう

ちから、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。  
(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年石岡市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

景観調査委員会委員	日額	5,000	副市長
-----------	----	-------	-----

別表（第8条，第9条関係）

区 分	対象となる行為
第6条第3項に規定する先導的な景観形成地区	建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）であって，次のいずれかに該当するもの (1) 開発区域の面積が1,000㎡以上のもの (2) のり面及び擁壁の高さが2mを超え，かつ，のり面及び擁壁の長さの合計が10m以上で，開発区域の面積が300㎡以上のもの
	屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積で，当該堆積に係る面積が300㎡以上のもの
上記以外の地区	高さが10m又は延床面積が1,000㎡を超える建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	高さが10m（擁壁にあっては2m）を超える工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為
	屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積で，当該堆積に係る面積が1,000㎡以上のもの



石岡市景観計画  
平成 24 年 11 月

石岡市 都市建設部 都市計画課  
〒315-8640  
茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1  
TEL 0299-23-1111 (代表)